

暴力団排除にかかる各事業者の手続き

(暴排手続きの流れ)

● 公告

事業者

①

競争に参加しようとする者は、
参加表明とあわせて、様式第19号をそれぞれの
業務ごとに、それぞれの発注事務所(分任支出負
担行為担当官)に提出する。

● 参加表明の期限

競争参加資格「有」の確認通知

②

競争参加確認「有」の通知を受けた者は、
入札書の提出期限までに暴排様式第1及び2を
本局契約課にメールと郵便で1部提出する。
*メールに関しては様式第1のみで可

● 入札書の提出期限

※ 上の流れは、暴排手続き以外のことについては触れていません。

(留意事項)

- 1 上記①の手続きをとらなかった者は競争参加資格が「無」、②の提出を行わなかったものは入札されたとしても無効となります。特に②はメールと郵便のそれぞれの提出が必要であるため注意してください。
- 2 必要に応じて、住民票の写し、戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本又は登記事項証明書等の確認書類の提出を求める場合があります。
- 3 ①の手続きは、参加しようとする業務ごとに、それぞれ各分任支出負担行為担当官(各事務所等)に提出してください。
②の手続きは、四国管内及び平成28年度で共通ですので、複数の業務に参加する場合であっても、1部1度を整備局契約課までメール及び郵便にて提出してください。
- 4 ②の暴排様式は個人情報にあたります。当方の情報管理上、指定された者、期間以外の提出はされないようお願いします。特に提出期間については、四国地方整備局では競争参加資格が「有」とされた参加者に対して、提出を依頼しております。しかしながら毎年競争参加資格の結果が通知されていない状況にも関わらず、提出される参加者が少なからず見受けられますので、必ず各発注者からの競争参加資格通知時の提出依頼以降に提出をお願いします。

(案)

(別添1)

暴力団排除に関する欠格事由の確認について

平成28年度の発注者支援業務等（発注者支援業務（積算技術業務、工事監督支援業務及び技術審査業務）、公物管理補助業務（河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場等管理支援業務、及び道路許認可審査・適正化指導業務）及び用地補償総合技術業務をいう。）に係る入札については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する民間競争入札の対象となっていることから、暴力団排除に関する欠格事由（法第15条において準用する法第10条第4号及び第6号から第9号までに規定する内容をいう。）に関し、入札に参加する事業者がそれらに該当するか否かについて、警察庁へ意見聴取を行うこととなっている。

そのため、入札に参加する事業者においては、次に掲げるところにより、所要の対応をすること。

1. 参加しようとする発注者支援業務等の契約担当官等に対し、当該発注者支援業務等に係る入札説明書の定めるところにより、業務ごとに、暴力団排除に関する欠格事由に該当しない者であること等を記載した誓約書（様式19）を提出すること。
2. 下記（1）に掲げる提出先に対し、下記（2）に掲げる提出期限までに、下記（3）に掲げる提出資料を1通ずつ提出すること（下記（4）に掲げる提出方法その他留意事項によること）。

なお、提出の資料は、平成28年度に当地方整備局各機関で実施する発注者支援業務等に共通して用いるため、複数の発注者支援業務等に参加を希望する事業者（設計共同体の構成員として参加する場合を含む。）であっても、1度提出すればよい。ただし、提出した資料の内容に変更が生じ、その後他の発注者支援業務等に参加を希望する場合には、再度下記（3）の資料を提出すること。また、警察庁への意見聴取の結果「暴力団排除に関する欠格事由に該当する」とされた事業者については、他の発注者支援業務等に参加を希望する場合は再度下記（3）の資料を提出すること。

(1) 提出先

四国地方整備局 総務部 契約課 調査係

〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号

(2) 提出期限

平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇) 17:00 (入札書提出期限の日と同じ)

なお、上記期限までに下記(3)に掲げる提出資料を提出しない場合は四国地方整備局競争契約入札心得第8条第1項第11号に該当するものとして取り扱う場合があるので留意すること。

(3) 提出資料

①確認用電子データ(様式1に則ること。なお、意見聴取対象者については、参考1及び参考2を参照のこと。)

②入札参加事業者確認資料送付書(様式2に則ること。)

なお、警察庁への意見聴取に際し、必要に応じて、住民票の写し、戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本又は登記事項証明書等の確認書類の提出を求める場合がある。(確認書類の提出を求める場合は別途連絡する)

(4) 提出方法その他留意事項

上記(3)の資料の提出方法については、①確認用電子データを電子メールの添付文書として送信するとともに、②入札参加事業者確認資料送付書(送信した確認用電子データを印刷したものを添付すること)及び当該確認用電子データを記憶させたCD-R等を併せて郵送すること(郵送は、書留郵便に限る。))。

(電子メール送信先: kyousou@skr.mlit.go.jp)

様式1 確認用電子データ作成様式

様式2 入札参加事業者確認資料送付書

参考1 意見聴取対象者等

参考2 暴力団排除に関する欠格事由

(様式19)

分任支出負担行為担当官

四国地方整備局

〇〇事務所長 〇〇 〇〇 殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

誓 約 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで公告のありました〇〇〇〇〇業務（以下「本業務」という。）について、入札説明書を熟読した上で下記のとおり誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第15条において準用する法第10条各号のいずれにも該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないことを誓約します。

また、暴力団排除に関する欠格事由（法第15条において準用する法第10条第4号及び第6号から第9号までに規定する内容）について四国地方整備局が別に定める手続により行う警察庁への意見聴取に協力することを誓約します。

なお、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認を受けた後であっても競争参加資格を満たさない者として入札無効とされることに異存ありません。また、四国地方整備局が行う警察庁への意見聴取に協力しなかったときは、四国地方整備局競争契約入札心得第8条第1項第11号に該当するものとして入札無効とされることに異存ありません。

（注意）設計共同体の場合は、設計共同体名及び各構成員の連名で作成すること。

（参考）暴力団関係者：暴力団の構成員及び暴力団に自発的に資金、便宜を供与する等協力し又は暴力団若しくは暴力団構成員を利用する等、これと交わりを持つ者をいう。

事業者との関係	氏名漢字	氏名カナ (自動入力)	生年月日		性別	住所	入札参加事業者	
			元号	年 月 日			名称等	所在地

(記入上の注意)

- 注1) 上記の表に記載された内容は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条各号に規定されている欠格事由該当性の審査に必要であり、上記の表に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。
- 注2) 意見聴取に際し、必要に応じて、住民票の写し、戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本又は登記事項証明書等の確認書類の提出を求める場合があります。
- 注3) 意見聴取対象者が25名を超える場合は行を追加して下さい。
- 注4) 「事業者との関係」欄は、その者が入札参加事業者(貴社)において又は貴社との関係で、どのような立場、関係にあるのかを入力して下さい(例 「代表者」、「取締役」、「親会社の役員」、「主要株主」、「顧問」、「事業者の法定代理人」など)。
- 注5) 「氏名漢字」欄は、全角で入力し、姓と名の間を全角で1スペース空けて下さい。常用漢字でない等の理由により漢字入力ができない場合は当該漢字に代えて平仮名で入力して下さい。
- 注6) 「氏名カナ」欄は、「氏名漢字」欄を入力すると自動入力されます(≒ASC(PHONE TIC(*))。表示内容を確認し、正しくなければ、直接、半角カタカナで入力し、姓と名の間を半角で1スペース空けて下さい。
- 注7) 「生年月日」欄の「元号」は、明治「M」、大正「T」、昭和「S」、平成「H」と半角で入力して下さい。年月日はそれぞれ半角2桁の数字で入力して下さい。
- 注8) 「性別」欄は、男性「M」、女性「F」と半角で入力して下さい。
- 注9) 「住所」欄は、その者の住所を記載して下さい。なお、郵便番号は不要です。
- 注10) 「名称等」及び「所在地」欄は、意見聴取の対象者すべてについて同一の内容を記載して下さい。
- 注11) 意見聴取対象者が法人である場合は、「氏名漢字」及び「氏名カナ」欄に法人の商号又は名称を、「住所」欄に法人の主たる事務所の所在地を記載して下さい。「生年月日」及び「性別」欄は空欄で構いません。

平成 年 月 日

〇〇地方整備局長 殿

入札参加事業者 住 所 (郵便番号)

電話番号 () —

商 号
又は名称

氏 名 ㊞

(法人にあつては、代表者氏名)

{	法定代理人	}	㊞
	氏 名		

入札参加事業者確認資料送付書

意見聴取対象者に係る確認資料を送付します。なお、この書面及び提出資料の記載事項は、事実と相違ありません。

(留意事項)

- 1 この書面及び提出書類は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条各号に規定されている欠格事由該当性の審査に必要であり、この書面及び提出書類に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。
- 2 この書面に確認用電子データの内容を印刷したものを添付するとともに、当該確認用電子データを記憶させたCD-R等の提出をお願いします。

意見聴取対象者等

		意見聴取の対象 (※1)	意見聴取に必要な事項
入札参加事業者	個人の場合	① 入札参加事業者 (競争参加資格がある旨の通知を受けた者)	・氏名、生年月日、性別、住所 ・商号又は屋号 (※2)
		② ①の法定代理人 (※3)	・氏名、生年月日、性別、住所
	法人の場合	③ 入札参加事業者 (競争参加資格がある旨の通知を受けた者)	・商号又は名称 ・主たる事業所の所在地
		④ ③の役員 (※4)	・氏名、生年月日、性別、住所、役職名
		⑤ ④の法定代理人 (※3)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑥ ③の主要株主等 (※5) (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑦ ③の主要株主等 (※5) (法人)	・商号又は名称
		⑧ 相談役、顧問等④と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑨ ③の親会社等 (※6) (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑩ ⑨の法定代理人 (※3)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑪ ③の親会社等 (※6) (法人)	・商号又は名称
		⑫ ⑪の役員 (※4)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑬ ⑫の法定代理人 (※3)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑭ 相談役、顧問等⑫と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所

※1 「意見聴取の対象」は、それぞれ該当する者がいる場合に対象とする。

※2 「商号又は屋号」は、商号登記をしているときはその商号を、商号登記していないときは屋号等の名称のうち1個を記載する。

※3 「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいう。

※4 「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。

※5 「主要株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を所有する株主及び出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

※6 ここでいう「親会社等」は、入札参加事業者に対して公共サービスの改革に関する法律施行令第3条第1項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有している者のみをいい、同条第2項に規定する者は含まないものとする。

① その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。（第1号）

② その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）に占める自己の役員又は職員（過去2年間に役員又は職員であった者を含む。以下同じ。）の割合が2分の1を超えていること。（第2号）

③ その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。（第3号）

※7 意見聴取に際し、必要に応じて、住民票の写し、戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本又は登記事項証明書等の確認書類の提出を求める場合がある。

(別添1 参考2)

暴力団排除に関する欠格事由

【1】法第10条第4号関係

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

（【1】説明）

上記のとおり。

【2】法第10条第6号関係

営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が【1】に該当するもの

（【2】説明）

「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」とは、以下の者以外の未成年者をいう。

- ①親権者又は後見人から営業を許可された者（民法第6条）
- ②婚姻により成年に達したものとみなされる者（民法第753条）

【3】法第10条第7号関係

法人であって、その役員のうちに【1】又は【2】のいずれかに該当する者があるもの

（【3】説明）

「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員及び監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。

- ①「理事」「監事」は、財団法人及び社団法人等の場合である。
- ②「取締役」「執行役」「業務を執行する社員」「監査役」は、会社法の株式会社、持分会社等の場合である。
- ③「これらに準ずる者」は、法人格を有するその他の団体における役員

であって、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役と名称は異なるが、これらに準ずる者をいう。

【４】法第１０条第８号関係

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者がその事業活動を支配する者

（【４】説明）

法第１０条第８号にいう「事業活動を支配する者」に関しては、次に掲げる者が意見聴取対象者とされている。

- ①相談役、顧問等名称のいかんを問わず、入札参加事業者（法人の場合）の役員と同等以上の支配力を有する者
- ②入札参加事業者（法人の場合）の発行済株式（自己株式を除く。）の総数の１００分の５以上の株式を所有する株主
- ③入札参加事業者（法人の場合）の出資総額（自己の出資分を除く。）の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者

【５】法第１０条第９号関係

その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。）が【１】から【４】までのいずれかに該当する者

（【５】説明）

「その者の親会社等」とは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第３条に規定するものをいう。

- ① 施行令第３条第１項第１号の「株主総会において決議することができ、事項の全部につき議決権を行使することができない株主」とは、「株の発行者（自己株式の場合）」、「株式持ち合いの場合の株式所有者」等をいう。
- ② 同条第２号及び第３号の「役員」には、社団法人等の「監事」及び株式会社等の「監査役」等の監査関係の役員は含まれない。

法第１０条第９号にいう「親会社等」のうち、入札参加事業者に対して施行令第３条第１項各号のいずれかに該当する関係（以下「特定支配関係」という。）を有する者が意見聴取対象者とされている。なお、施行令第３条第

2項に規定する「ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者」は意見聴取対象者とはされていない。

(参照条文)

●競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

(平成18年法律第51号)

(欠格事由)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- 三 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 第二十二条第一項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるものの
- 八 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者
- 九 その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。）が前各号のいずれかに該当する者
- 十 その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合にお

いて、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって官民競争入札対象公共サービスの公正な実施又は当該官民競争入札対象公共サービスに対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者

十一 法令の特例において定められた当該官民競争入札対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満たすことができない者

十二 官民競争入札等監理委員会の委員又は当該委員と政令で定める直接の利害関係のある者

(準用)

第十五条 第十条、(中略)の規定は、国の行政機関等の長等が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、(中略)と読み替えるものとする。

●競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令

(平成18年政令第228号)

(親会社等)

第三条 法第十条第九号(法第十五条、第十七条及び第十九条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める者は、官民競争入札又は民間競争入札に参加しようとする者に対して次のいずれかの関係(次項において「特定支配関係」という。)を有する者とする。

- 一 その総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第二号において同じ。)又は総出資者の議決権の過半数を有していること。
 - 二 その役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)に占める自己の役員又は職員(過去二年間に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。)の割合が二分の一を超えていること。
 - 三 その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。
- 2 ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者は、その者に対して特定支配関係を有する者とみなして、この条の規定を適用する。

●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成3年法律第77号)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～五 (略)

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七・八 (略)

●民法(明治29年法律第89号)

(未成年者の営業の許可)

第六条 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。

2 前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第四編(親族)の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

(婚姻による成年擬制)

第七百五十三条 未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。